

議案第 83 号

交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例について

交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を  
次のように制定する。

条例案……別記

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 会計年度任用職員の給料の額及び期末手当の支給割合を改定したため。

交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例案

交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例

交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

給料表

号給	給料月額
	円
1	162,100
2	163,200
3	164,400
4	165,500
5	166,600
6	167,700
7	168,800
8	169,900
9	170,900
10	172,300
11	173,600
12	174,900
13	176,100
14	177,600
15	179,100
16	180,700
17	181,800
18	183,200
19	184,600
20	186,000
21	187,300
22	189,600
23	191,800
24	194,000
25	196,200
26	197,900
27	199,400
28	200,900
29	202,400
30	203,800
31	205,200
32	206,600
33	208,000
34	209,800
35	211,600
36	213,200
37	215,100
38	216,900
39	218,700
40	220,500
41	222,300
42	223,900
43	225,500
44	226,800
45	228,200
46	229,700
47	231,000
48	232,600
49	234,000
50	235,400

51	236,800
52	238,100
53	239,000
54	240,200
55	241,600
56	242,800
57	244,200
58	245,700
59	246,900
60	248,500
61	249,700
62	251,100
63	252,200
64	253,300
65	254,300
66	255,300
67	256,700
68	258,200
69	259,700
70	261,300
71	262,500
72	264,100
73	265,700
74	266,900
75	268,700
76	270,300
77	271,800
78	273,000
79	274,500
80	275,600
81	277,200
82	278,900
83	280,400
84	282,000
85	283,600
86	284,800
87	286,400
88	287,400
89	289,000
90	290,500
91	291,800
92	292,800
93	294,000
94	295,200
95	296,300
96	297,500
97	298,700
98	299,800
99	300,900
100	302,000
101	302,900
102	303,800
103	304,600
104	305,200

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、令和5年4月1日（第3項において「切替日」という。）から、次項の規定は、同年12月1日から適用する。

### (経過措置)

- 2 令和5年12月に支給した期末手当に限り、新条例第14条第2項（第24条において読み替えて準用する場合を含む。）中「100分の122.5」とあるのは、「100分の125」とする。

### (給与の内払)

- 3 新条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

